

# Interview

## 神奈川県が行う化学物質 環境保全対策の取組

神奈川県 環境農政局  
環境部 大気水質課

今回は神奈川県の化学物質管理対策について、神奈川県環境農政局環境部大気水質課さまに書面インタビューを試みました。県としての対応や神奈川県の特徴に合わせた取組等をお教えいただきました。ぜひご一読ください。またインタビュー内でもご紹介いただいているようにHPでも多くの情報を公開されていますので、本誌インタビューと合わせてぜひご覧ください。

### 県が担う化学物質環境保全対策業務とは

質問 1: 神奈川県では化学物質に関する業務はどのように担われているのでしょうか。国の省庁(環境省、経産省、厚労省)が行う業務とのすみ分けや違いをお教えいただきたいと思います。

国は、環境保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定・実施する役割を担っており、その中には、法律を制定することも含まれています。具体的には、「大気汚染防止法(以下「大防法」という)」や「水質汚濁防止法(以下「水濁法」という)」等の法律を定め、個別の基準を設けて環境中への排出について規制を行っています。

県は、国から委任された事務の執行のほか、地域のニーズや課題に対応した施策を策定・実施する役割を担っています。

神奈川県では、「大防法」や「水濁法」等、国が制定した法律に基づく届出・許可申請への対応、事業所等への立入検査・指導、調査やその結果の公表を行っています。また、県民の健康の保護や生活環境の保全を目的とした、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」を制定し、事業所についてだけでなく、事業活動や日常生活についても規定を設け、国の制定した法律と同様に適切な執行に努めています。化学物質の取扱いに関する業務でいえば、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(以下「化管法」という)」に基づく届出への対応や、上記の条例に基づく事業者の化学物質の使用状況の実態把握等を行っています。

(回答:大気水質課 調整グループ 中村・菊池・近田)

## 神奈川県の特徴

質問 2: 経済活動や企業活動、環境保全の観点において神奈川県の地理的特徴をお教えいただけますでしょうか。

本県は、面積は約 2,400 平方キロメートルと全国で 5 番目に小さいながら、多彩な地理的特徴があります。県域の約 4 割を林野が占めており、特に県西地域には、観光地として有名な箱根や丹沢大山を中心とした広大な森林を有する一方、県央地域から横須賀三浦地域にかけては、平野と台地が広がっています。また、水環境についても、水道水源として利用されている相模川や酒匂川といった大きな河川を複数有するほか、水産資源に富んだ相模湾と東京湾の両方に面している等、豊かな自然が息づいています。

こうした県土を背景に、川崎市や横浜市を中心とした京浜工業地帯には、自動車工場や石油コンビナート等が立ち並び、湘南地域や県央地域の工業団地では、電気製品や自動車等が生産される等、県内総生産は約 35 兆円とデンマークやコロンビアの国内総生産 (GDP) に匹敵するほどであり、産業活動は活発といえます。また、県の人口総数は全国第 2 位の約 924 万人、人口密度は全国第 3 位である 3,824 人/km<sup>2</sup> である等、全国でも有数の都市化が進んだ地域となっています。東名高速道路や圏央道等の自動車専用道路や JR、私鉄各線等の鉄道網の発達により交通の利便性が高く、横浜港、川崎港等の国際貿易港があるほか、羽田空港へのアクセスも良く、国内外に開かれた恵まれた立地となっており、人流、物流が盛んです。

このような旺盛な社会経済活動や人口の集中は、一方で、豊かな自然や生態系の破壊の進行等の環境問題を発生させ、取り返しのつかない影響を及ぼすことが懸念されます。本県の自然、人、産業等の様々な魅力を将来の世代に残していくためにも、行政・事業者・県民が連携し、積極的に環境保全に取り組む必要があります。

(回答者: 大気水質課 調整グループ 中村・菊池・近田)

質問 3: 神奈川県の大気・水等環境保全の現状と取組をお教えいただけますでしょうか。

「大気・水環境の保全」について、環境法令に基づく規制、近隣自治体と連携した自主的な排出抑制対策の促進等を行っています。

大気環境の保全については、「大防法」、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」等に基づいて、工場等から排出される大気汚染物質の濃度や総量を規制するほか、事業者による自主的な揮発性有機化合物 (VOC) の排出抑制対策の促進等に近隣自治体と連携して取り組んでいます。また、本県は、自動車交通の集中等により大気汚染が著しい地域として、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」で定める対策地域を保有しており、自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質の総量の削減に取り組んでいます。同じく対策地域を保有する東京都、埼玉県及び千葉県との協調した取組として、一定の排出ガス基準に適合しないディーゼル車の県内運行を禁止するディーゼル車運行規制や特に大気汚染が著しい地域であった川崎市臨海部における局地汚染対策を進めています。これらの取組の結果、平成 28 年度以降、二酸化硫黄、一酸化炭素、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>) の大気環境基準を継続して達成することができており、現在では大気環境基準を達成していないのが、光化学オキシダントのみとなっています。

水環境の保全については、「水濁法」に基づいて県水質測定計画を策定し、公共用水域の水質常時監視を行うとともに、工場・事業場等に対する立入検査及び排水基準違反の是正指導等を行い、公共用水域の水質を維持しています。また、閉鎖系水域である東京湾の水質改善のため、これまで 8 次にわたり化学的酸素要求量等に係る総量削減計画を進めてきましたが、引き続き対策が必要であることから、令和 4 年 11 月に第 9 次総量削減計画を策定しました。

(回答者:大気水質課 大気環境グループ 長沼・高瀬、  
交通環境グループ 武藤・赤松・中島・八木澤、  
水環境グループ 秀平・沼崎)

質問 4: 神奈川県内の化学物質の排出量等状況をお教えいただけますでしょうか。

本県には約 285,000 もの事業所が存在し、そのうち「化管法」の第一種指定化学物質の取扱量が 1 t(特定第一種指定化学物質については 0.5 t)以上である事業所は約 1,200 事業所です(図表 1)。以下の図表は、「化管法」に基づき神奈川県内の事業者から令和 3 年度に届出があった、令和 2 年度の化学物質の排出量・移動量及び国が推計した化学物質の排出量を取りまとめたものです。本県の届出排出量・移動量のほとんどは製造業におけるものであり(図表 2、図表 3)、化学物質の全排出量においては全国で 7 番目に排出量が多い

状況です(図表 4)。一方で、家庭や移動体からの排出量は産業における排出量と比べると割合が低いですが(図表 5)、全国的に見ると、本県は人口や交通量が多いことから、家庭からの排出量は全国第 6 位、移動体からの排出量は全国第 9 位であり、産業以外の生活部分についても環境への影響は大きいことが窺えます。

詳しくは神奈川県ホームページをご覧ください。

- ・ 化管法の PRTR 制度 :<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/tyousei/kagaku/prtr.html>
- ・ 生活環境保全条例の化学物質対策 :<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/tyousei/kagaku/jyourei.html>
- ・ 化学物質に関する資料(パンフレット等):<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/tyousei/kagaku/siryu.html>

(回答者:大気水質課 調整グループ 中村・菊池・近田)

図表 1 化学物質排出量等の状況(届出事業所数以外は、トン/年)

	神奈川県	全国
全産業事業所数	285,030	5,211,445
製造業事業所数	17,121	410,929
その他の事業所数	267,909	4,800,516
届出事業所数	1,216	32,890
届出事業所数(製造業)	495	12,450
届出事業所数(その他の業種)	721	20,440
全排出量	12,169	317,614
届出排出量・移動量	12,498	353,725
届出排出量	4,477	124,114
届出移動量	8,021	229,612
届出外排出量	7,693	193,500

※事業所数は、「令和3年経済センサス-活動調査 速報集計 事業所に関する集計」をもとに集計。

# 韓国「化学物質の登録及び評価等に関する法律（化評法）」の概要と最新動向、日本企業の注意点

(株)三菱ケミカルリサーチ 製品安全評価部門  
環境・健康・安全評価センター 登録支援グループ  
林 尚巳 (はやし なおみ)

## はじめに

現代社会では、化学物質は必需品となっており、日常生活の中で、様々な化学物質が消費者製品に幅広く使用されている。しかし、その使用はヒトへの健康被害や環境への影響等、社会的なリスクを伴っている。過去には、DDTによる環境汚染や健康被害、サリドマイド薬害事件による催奇形性や先天異常、韓国の加湿器殺菌剤の事故があり、化学物質の事故防止や安全使用のため、潜在的なリスクを事前に把握し、管理することが求められている。

こういった背景から、化学物質の管理体系の構築や有害性情報の確保、危害性が低く、環境にやさしい物質の使用、開発促進等の強化を目的に、韓国では「化学物質の登録及び評価等に関する法律(化評法)」(2015年1月1日施行)が制定された。化評法では、流通前の化学物質の登録等が義務付けられ、登録情報に基づき有害性・危害性の評価を行い、有害化学物質を指定し、化学物質の管理体系が構築されている。また、化学物質の有害性情報の確保の範囲拡大を目的に、改正化評法が2019年1月1日に施行された。この法改正により、年間1t以上のすべての既存化学物質の登録が必要となった。事前申告を実施すれば、トン数帯毎の段階的な登録猶予期間が得られ、事前申告

の提出期限は2019年6月30日で終了しているが、これ以降も、条件を満たせば、製造・輸入前に遅延事前申告を実施することで、同様に猶予期間が得られる。2024年末までの年間100t～1,000t未満の登録について、協議体での共同登録の対応を検討しなければならない時期になっている。ここでは、化評法の概要と最新動向を中心に、日本企業の注意点を解説する。

## 1. 化評法の適法範囲や法的義務者等

### 1.1 適法範囲外(法第3条)

化評法では、適法範囲外が規定されており、図表1に示す。他の法律で対応することを前提に、適法範囲外となるので、まずは化評法の適法かどうかを確認する。

### 1.2 登録等の韓国内法的義務者・申請可能者

化評法の登録義務者は、対象となる化学物質を韓国内で製造・輸入しようとする者である。製造者は、韓国内で化学物質を製造する者、輸入者は化学物質を韓国国外から韓国内に持ち込む者であり、関税法第19条による納税者が該当する。韓国内の委託製造の場合、委託者が受託者の代わりに登録することが可能である。輸入の場合、法第38条により、韓国外のメーカー

が選任した者(OR)が輸入者の代わりに登録することができ、輸入者の登録は不要となる。韓国内の使用者や販売者は登録等の義務はなく、韓国内の製造・輸入者の代わりに申請をすることもできないが、用途ばく露等に関して、情報提供の義務がある(図表2)。

### 1.3 韓国代理人(OR)制度

韓国外のメーカーは、韓国内の代理人(OR)を指名して、輸入者の義務を代行することが可能である。EU REACHと同じORと呼ばれているが、法律での定義は「法第38条により国外製造・生産者が選任した者」である。ORの資格は、韓国国民、韓国内に住所を有する者である。法人の場合は営業所を有し、韓国内で営業をしていなければならない。

日本企業が、韓国への輸出時に登録等の法対応をする場合は、輸入者(登録義務者)が登録をするか、選任したORが登録をすることも可能である。ORは複数の輸入者を一括申請することが可能であり、一括申請をした複数輸入者の合計の年間輸入量が、ORで登録をする場合の年間輸入量となる。例えば、年間10t～100t未満の事前申告を実施して、輸入者3社を届けた場合は、輸入者3社の年間輸入量の合計が年間10t～100t未満である必要がある。合計した年間輸入量が100t～1,000t未満に変更となった場合は、年間100t～1,000t未満へ変更申告をする必要がある。このORが登録する場合の年間輸入量については、新規化学物質、既存化学物質を問わず、すべての登録・申告について同様の取り扱いとなる。

図表1 適法範囲外の法規

- ・「原子力安全法」第2条第5号:放射性物質
- ・「薬事法」第2条第4号・第7号:医薬品または医薬外品
- ・「麻薬類管理に関する法律」第2条第1号:麻薬類
- ・「化粧品法」第2条第1号:化粧品と化粧品原料
- ・「農薬管理法」第2条第1号・第3号:農薬と原剤
- ・「肥料管理法」第2条第1号:肥料
- ・「食品衛生法」第2条第1号・第2号・第4号・第5号:食品、食品添加物、器具及び容器・包装
- ・「飼料管理法」第2条第1号:飼料
- ・「銃砲・刀剣・火薬類等取締法」第2条第3項:火薬類
- ・「軍需品管理法」第2条及び「防衛事業法」第3条第2号:軍需品(「軍需品管理法」第3条の通常品は除く)
- ・「健康機能食品に関する法律」第3条第1号:健康機能食品
- ・「医療機器法」第2条第1項:医療機器
- ・「衛生用品管理法」第2条第1号:衛生用品
- ・「生活化学製品及び殺生物剤の安全管理に関する法律」第3条第7号・第8号:殺生物物質と殺生物製品
- ・「環境にやさしい農漁業育成及び有機食品等の管理・支援に関する法律」第2条第4号・第5号・第5号の2・第6号・第7号による有機食品、非食用有機加工品、無農薬原料加工食品、有機農漁業資材・許容物質

図表2 登録等の韓国内法的義務者・申請可能者

区分		法的義務者	申請可能者	備考
製造	製造者(受託製造者)	○	○	登録が必要
	製造委託者	○	○	製造委託者が登録等の申請をする場合、受託製造者は登録等の申請不要
輸入	輸入者	○	○	ORが登録等の申請をする場合、輸入者は登録等の申請不要
	(韓国)国外製造・生産者が選任した者(OR)	-	○	輸入者の代わりにORによる登録等を履行すれば、輸入者は登録等の申請不要
下位使用者・販売者		-	-	登録等の義務なし、情報提供の義務はあり



# 韓国における化学物質規制 Q&A 編

日本ケミカルデータベース(株)

法規制調査スペシャリスト 伊藤 眞至 (いとう まさし)

2022年11月10日開催の情報機構セミナーにおける質疑応答の記録をもとに、講師の伊藤眞至氏に回答を再構成いただきQ&A集を作成いたしました(化学物質・環境規制ワークショップ2022第6回「韓国の化学物質規制～企業に求められる対応と最新のトピックスについて」)。当日のセミナー受講の上での質問ではありますが、読者の皆さまにとっても参考になる点が見つかるのではないかと思います。特集1の解説と合わせて、韓国における化学物質規制対応に役立てていただくことができましたら幸いです。(編集部)

## 【Q-1】

(図表1)

例えば1～10t/年で事前申告を実施していて、猶予期間中に1t/年以上の輸入予定がなくなった場合、途中で変更登録などの手続きにより登録をやめることは可能でしょうか？

## 【A-1】

はい、登録を取り下げることができます。ただし、協議体に参加しているはずですから、協議体から運営経費の一部負担を要求される可能性が高いです。

## 【Q-2】

(図表2)

混合物の場合、成分ごとに1t/年以上の輸入がある場合、成分ごとに事前申告を実施しておかなければならないということでしょうか？有害性のない成分で含有率などはCBIとして実際の製品へ紐付けることができなくても実施していた方がよいでしょうか？

## 【A-2】

既存化学物質は物質として1t/年以上が登録の対象で、有害性の有無は本登録には関係ありません。混合物の場合、成分として1t/年以上の物質ごとに事前申告(あるいは遅延事前申告)して登録を進めなければなりません。

## 【Q-3】

協議体に10～100tで入っていますが、推定で2025年に100tを超える可能性があるとしたら、この場合、どのタイミングで100～1,000tに変更登録するのがよいでしょうか？

## 【A-3】

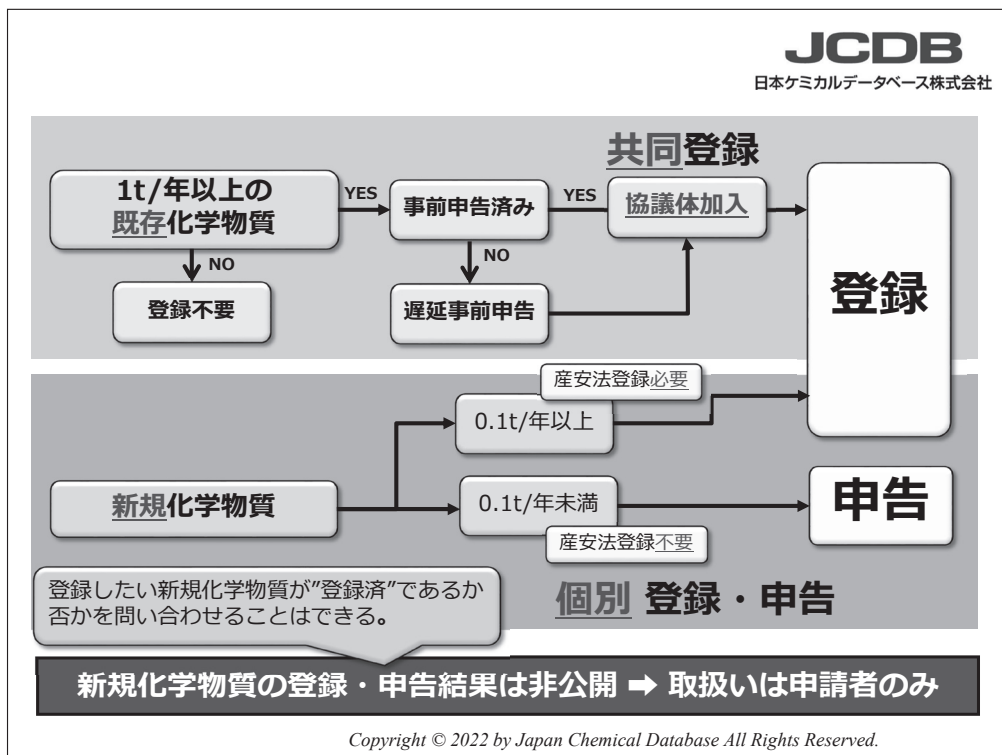
100～1,000t/年の登録猶予期限は2024年12月31日ですから、直ちに数量帯変更を申請してください。

### 変更申告：登録猶予期間内の変更(法第10条第3項)

1. 化学物質の名称
  2. 年間製造量または輸入量
  3. 化学物質の分類・表示
  4. 化学物質の用途
  5. その他(施行令第10条の2)
    - ① 数量帯を超える変更
    - ② 化学物質の分類・表示
    - ③ 用途分類体系による用途変更
    - ④ 申告者の商号, 所在地, 連絡先
    - ⑤ 輸入者の構成変更(ORが申告した場合)
    - ⑥ 委託製造者の構成変更(委託製造者が申告した場合)
- 変更事実が発生した日から1ヶ月以内
  - 分類・表示と新しい消費者用途は知った日から1ヶ月以内

Copyright © 2022 by Japan Chemical Database All Rights Reserved.

図表 1 既存化学物質の登録について



図表 2 登録・申告の類別



## 元化学物質管理担当者が伝える ～化学物質を知ること～

工学博士 加地 篤 (かじ あつし)

今月は、東洋紡(株)で長年、化学物質管理を担当されていた加地篤先生に化学物質管理の経験をお教えいただきました。過去の事故例に加えて、化学物質管理担当者が化学物質を知ることの必要性や管理体制構築の経験を教示いただいております。

### はじめに

化学物質管理といっても具体的な内容は広い範囲にわたっています。日々の業務として化学物質を直接取扱う場合のほか、調達・輸送・倉庫等の管理で間接的に取扱う場合や研究・開発等で将来事業としての取扱いを左右する業務、業務としての取扱いではなく消費者と同じような取扱いもあります。私が経験したこと等を紹介したいと思います。

事故は起きるまでは気づかず、経験はその後の教訓となります。事故の原因の一つは知らないことによるものです。直接経験でなくても事故例を知っていることは役に立ちます。

- ・ 実験室でメチルエチルケトン(MEK)の蒸留終了後、温度が下がったところ爆発したことがあります。温度が下がって中に空気が入りフラスコ内に濃縮されていた過酸化物が爆発したといわれました。別の研究室でエチルエーテルをビーカーに50 mL程入れて振ったところ爆発したこともありました。過酸化物が、静電気放電による引火ではないかと思われます。
- ・ アンモニア水の容器の中蓋が飛んで少量のアンモニア水が眼に入り、眼に障害が残った人がい

ます。室温が保管場所の温度より高くて瓶の内圧が上がったのかもしれませんが。

- ・ ドラフト内で液体クロマトグラフを用いて分画をしていて「くらくらする」ということがありました。蒸気の吸入や皮膚からの浸透があったからかもしれません。
- また、以下のようなこともありました。
- ・ 樹脂の溶融成形工程等で、熱分解物やモノマー等が揮散することがあります。その中には作業環境基準が定められた物質、PRTR対象物のほか悪臭防止法、大気汚染防止法等で指定された物質が含まれていたことがあります。発生量は成形条件によるので発生量や排出量を把握する必要があります。濃度の測定が必要なこともあります。さらに水に吸収させて排水が問題になったこともあります。PRTR対象物の排出量が同業他社に比べ多いことがわかり、業界団体の会合や優良事業者へ排出抑制方法について教えていただいたこともありました。
  - ・ ある難分解性物質を用いて製造していたところ、法規制が検討されていることがわかりました。しかし製品への残留はごくわずかで、法規制の範囲内かどうか曖昧でした。規制回避の努力を



# ～ 各社の化学物質管理 ～

## 第 78 回

# 日光ケミカルズにおける 化学物質管理の取組み

日光ケミカルズ(株) 技術部

鹿野 真 (かの まこと)

ルイス・ターナー (るいす たーなー)

中村 敦哉 (なかむら あつや)

## はじめに

化学物質を規制する法律は、化成品、農薬、医薬品、化粧品など、用途によって異なる。一方、用途に関係なく、化学品一般を取り扱う際に遵守すべき法律も存在する。当社では、化粧品、医薬品、食品、化成品など様々な用途で使用される化学物質を販売しているが、その化学物質管理について本稿で紹介する。

## 1. 日光ケミカルズ株式会社の事業紹介

### 1.1 ニッコールグループについて

1946年に創立し、2021年に75周年を迎えた日光ケミカルズ株式会社を中核とするニッコールグループ(図表1)は、化粧品、医薬品、食品、化成品など幅広い分野で、優れた機能と価値をもつ斬新なスペシャリティケミカル製品を開発、生産、販売供給している。海外の拠点、パートナー、販売代理店とのグローバルネットワークを活用した情報収集力を活かしてビジネスを展開している。

月刊

# 化学物質 管理



Vol.07 2022/8～2023/7

発行 株式会社 情報機構

月刊：毎月1回発行  
年12冊(年間購読)

体裁：A4 モノクロ

頁数：70-100頁  
(号により変動)

価格：49,500円  
(税込(消費税10%)/  
年間購読：12冊)

ISSN:2424-1180

## Concept

海外を中心に、必要な化学物質規制や関連情報を、「タイムリーに」「分かりやすく」「つっこんだ内容」で提供する

### 刊行の狙い

「国内、世界の化学物質規制が年々強化されている」  
「海外を中心に、多数の関連規制をタイムリーに把握/対応するのに苦慮している」  
「後手に回っている化学物質管理を自社の強みに変えたい」  
⇒多々寄せられるこのような声に応えるべく、形式にとらわれず、タイムリーで必要性の高い情報を提供できる「雑誌」という媒体での情報提供を企画。月刊誌。

### 主な読者ターゲット

企業の含有化学物質/環境規制担当者、RC担当者、安全衛生責任者、開発研究者、その他実務担当者

### 本誌の構成

- ・インタビュー～キーマンに聞く
- ・特集記事～国内外の規制動向
- ・各社の化学物質管理
- ・よもやま話
- ・コラム
- ・最新トピック
- ・ニュースレター
- ・質問箱 など

### 充実の ラインナップ

### 特集テーマ

- ・REACH, RoHS, CLP規則  
最新動向
- ・米国TSCA・HCS・州法
- ・中国の環境・化学物質規制
- ・東南アジアの化学物質規制
- ・化審法、安衛法、毒劇法等  
国内法規制
- ・各国のGHS対応
- ・危険物輸送動向
- ・世界の新規化学物質届出
- ・情報伝達ツール  
など喫緊の課題の動向・対応策

### キーマンへの インタビュー

経産省や環境省など  
関連官庁をはじめ  
工業会、大手企業など  
業界のキーマンに聞く！

法令改正や法令対応、  
化学物質管理に関する  
取り組みなどを掲載

★Vol.6より冊子版+電子版の発刊を開始いたしました！  
詳細・申込はホームページをご確認下さい。  
<https://johokiko.co.jp/chemmaga/>

★サンプル誌のご希望も承っております。  
こちらのお申込みもホームページから

★月1回のメールマガジン配信中！  
化学物質管理に関する情報をお届けします。

